

松前町農業再生協議会
5年水張ルールの特例措置の確認方法に関する取扱要領

1 概要

5年水張ルールの例外として、水稻の作付が困難な場合に過去5年間に遡って、①1か月以上の湛水管理を実施すること②連作障害による収量低下が発生していないことの両方が確認できる場合には、水稻の作付け（水張）が行われたものとみなされる（以下「特例措置」という）。

① 1か月以上の湛水管理を実施することの参考図

水張年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
R4	水張	→				○				
R6			水張	→				○		
R8					水張	→				○

② 連作障害による収量低下が発生していないことの参考図

確認年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	確認期間
R9	←					○			R4～R8
R11			←					○	R6～R10

特例措置の詳細な確認方法について、松前町農業再生協議会としては、次のとおり取り扱うこととする。

2 交付対象水田の判定基準日

交付対象水田かどうかの判定基準日は、毎年湛水管理を行った翌年の7月1日とする。

例：令和8年度に湛水管理を行った→令和9年7月1日現在で判定

3 1か月以上の湛水管理を実施することについて

「湛水管理実施報告書（様式第1号）」を湛水管理開始日の2週間前までに再生協議会事務局に提出してもらう。事務局職員は湛水管理開始時期と湛水管理終了時期の1か月以上期間を空けて2回現地確認を実施する。なお、部分的な湛水や天水による一時的な湛水は水張とは認めない。

事務局は、2度の現地確認後、速やかに申請者に現地確認結果を通知する。

4 連作障害による収量低下が発生していないことについて

1か月以上の湛水管理を実施し、事務局から湛水管理がされていることの確認結果通知を受けた申請者は、交付対象水田の判定基準日の前日である湛水管理を実施した翌年の6月30日までに「湛水管理実施報告書兼連作障害確認表（様式第2号）」を提出する。事務局は、提出された報告書と報告書に併せて提出される客観的に確認できる書類から、過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等を確認し、連作障害によって収量が低下していないかどうかを判定し、その結果を速やかに申請者に通知する。なお、収量及び病害虫の発生状況等に

関する根拠資料については、申請者自身で5年間保管する。

また、麦などの年度を跨って生産される作物については、作付けした年度を連作障害によって収量が低下していないかどうかの確認年度とする。

5 連作障害による収量低下が発生していないこと等の確認書類について

経営所得安定対策等運用のポイント（連作障害の発生の確認について）に「収量は、客観的に確認できる書類により確認すること。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認すること。」とされているため、提出書類について次のとおりとする。

①収量確認書類

はだか麦・小麦：麦精算通知書

野菜・花き：販売伝票等の販売数量が記載された資料（販売伝票がない場合は、農業者が記録している帳簿等）

②病害虫の発生状況等の確認書類

病害虫の発生：愛媛県病害虫防除所が発する病害虫の発生状況の文書、作業日誌

天候不順：気象庁の気象データ、作業日誌

6 連作障害による収量低下の基準について

連作障害による収量低下については、令和6年産水田活用関連予算に係るQ&Aの4-4の2に「なお、同一の作物を連続して5年間作付けした際に、5年目の収量の確認時に、近傍のほ場と比較して半分以下の収量となっている場合は、原則として連作障害が発生しているものとします。」と示されていることを根拠として、次のとおり「連作障害による収量低下」として取り扱うこととする。

麦：松前町の基準単収より50%以下

地域振興作物：JAが年度ごとに作成した平均値より50%以下

その他の作物（指標値有）：県が示している経営指標値の単収より50%以下

その他の作物（指標値無）：例年（他の4年の平均）の収量より50%以下

7 連作障害による収量低下に関する個別事例への対応について

以下の事例に対しては次のとおり対応することとする。

①途中で耕作者が変更となった場合

耕作者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Aさん	野菜	野菜			
Bさん			野菜	野菜	水張 → 野菜

令和3年度まではAさんが耕作していて、現在耕作しているBさんは令和4年度から耕作しており、令和6年度に水張を行った事案。→過去の収量の記載や連作障害による収量低下していないこと等の確認資料の提出については、Bさんが耕作し始めた令和4年度からとする。

②過去5年間全ての収量の確認ができない場合

耕作者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Cさん	自家花き	自家花き	自家花き	麦	水張 → 麦

Cさんは、令和2年度から令和4年度までは、自家花きを作付けしており、令和5年度から麦を作付け、令和6年度に水張を行った事案。→令和6年度に水張を行う場合、水張後と水張前の令和2～5年度の4年のうち1度以上は収量が分かる作物を植えてもらい、収量確認を行うこととする。

③水張前に4年間異なる作物を作付けしている場合

水張前に4年間異なる作物を作付けし、水張後に過去4年間と異なる作物を作付けした場合は、連作障害が発生しないものと判断を行うこととする。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作物A	作物B	作物C	作物D	水張 → 作物E